

## 平塚市ケアプランデータ連携システム導入補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、介護従事者の業務の効率化及びその他の介護従事者が継続して就労するための働きやすい職場環境の整備のために、ケアプランデータ連携システムを先駆的な取組として導入する介護サービス事業者に対し、予算の範囲内において費用の一部を補助することについて、補助金等の交付に関する規則(昭和54年規則第4号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者)

第2条 補助の対象となる者(以下「対象者」という。)は、市内に事業所又は施設を有する介護サービス事業者(介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の32に規定する介護サービス事業者をいう。以下同じ。)であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) この補助金の対象経費(以下「補助対象費用」という。)について、重複して他の法律又は予算制度に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- (2) 本市の市税等に滞納がないこと(滞納があっても既に分割等で納付履行中又は分割納付誓約書を提出した場合を含む)。

### (補助対象からの排除)

第3条 前条の規定にかかわらず、市長は、平塚市暴力団排除条例(平成23年条例第9号)第8条に規定する必要な措置として、次の各号のいずれかに該当するものは、補助金等の交付の対象としないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 法人であって、代表者又は役員の中に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)に該当する者があるもの
- (3) 法人格を持たない団体であって、代表者が暴力団員に該当するもの

2 市長は、交付の決定を受けた者が前項各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付された補助金等の全部若しくは一部を返還させることができる。

3 市長は、必要に応じて、補助金の交付の申請をした者又は交付の決定を受けた者が第1項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

### (補助対象)

第4条 補助の対象は、ケアプランデータ連携システムのライセンス料(以下「ライセンス料」という。)及び当該システムの利用に当たって必要なプロバイダ契約料金(以下

「プロバイダ料」という。)とする。

(補助対象費用)

第5条 補助対象費用は、ライセンス料(利用を開始した初年度に支出したものに限り、消費税及び地方消費税相当額を除く。)及びプロバイダ料(他の利用目的で契約しておらず、ケアプランデータ連携システムを含む利用目的で契約した初年度に支出したものに限り、消費税及び地方消費税相当額を除く。)とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、ライセンス料については10,000円、プロバイダ料についてはプロバイダ料に係る補助対象費用の当該年度分の額に2分の1を乗じて得た額(当該額が50,000円を超えるときは、50,000円)とする。

2 前項の場合において、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付申請をする者(以下「申請者」という。)の規則第5条による申請は、平塚市ケアプランデータ連携システム導入補助金交付申請書(第1号様式)を、市長が別に定める日までに市長に行う。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うにあたって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(決定通知)

第8条 規則第7条に規定する通知は、平塚市ケアプランデータ連携システム導入補助金交付決定通知書(第2号様式)により行うものとする。

(実績報告等)

第9条 補助事業者等は、補助事業等が完了した場合は、平塚市ケアプランデータ連携システム導入補助金実績報告書(第3号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、速やかに市長に報告しなければならない。補助金等の交付の決定に係る市の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

(1) 補助対象事業に係る領収書の写し又は補助対象費用を支払ったことが分かる書類

の写し及び補助対象事業に係る契約日が分かる書類の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

- 2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、前項の精算報告書及び法人等調書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第10条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、精算報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書（第4号様式）により、すみやかに市長に対して報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

(補助金額の確定)

第11条 市長は、第9条の規定による実績報告を受けたときはその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付額を確定して、平塚市ケアプランデータ連携システム導入補助金交付額確定通知書（第5号様式）により申請者へ通知するものとする。

(請求及び交付の時期)

第12条 前条の規定により補助金の額が確定したときは、補助事業者は、速やかに市長に請求書を提出するものとする。

- 2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(有効期限)

- 2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日の属する年度以前の年度の予算に係る補助金については、この要綱は、同日後もなおその効力を有する。